

第2節 情報収集伝達体制の整備

関係機関	いづみアピール課、政策企画室、公民協働推進室、産業振興室、都市整備室、消防本部
------	---

市は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電を含めた情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努める。

さらに、全国瞬時警報システム（J-ALET）と市防災行政無線及び市メールマガジン（いづみメール）等と接続し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムとして活用する。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市及び防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を一層強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水等による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系機能の充実を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報システムの活用

府は、災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう情報システムの機能強化を図るとともに、防災関連情報のデータベース化に努めている。また、防災情報充実強化事業により実現するシステムを活用して、災害情報共有システム（Lアラート）等を利用したデータ放送への防災情報の伝達等の機能の実現を図っている。

市は、府防災情報システムによる災害関連情報の伝達及び収集のため、その運用体制を強化する。

2 通信施設の整備

市及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

(1) 市防災行政無線

市は、情報連絡体制の充実に向けて、継続的に移動系、同報系の市防災行政無線の整備促進を図るとともに、機能の充実に努める。

なお、市防災行政無線の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。

(2) 消防無線

消防救急活動を迅速に実施するため、適宜、機能充実を図る。

なお、消防関係の通信施設の整備状況は、資料編に掲載のとおりである。

(3) 府防災行政無線

府及び関係機関との連絡体制を強化するために、府が整備する府防災行政無線の端末機を市役所及び消防本部に設置するとともに、それら機器の運用体制の強化を図る。

(4) 災害時優先電話、携帯電話等

ア 災害時優先電話

災害発生時に、西日本電信電話株式会社等の指定している優先電話が十分に機能し、市の電話交換システムの円滑な対応が図れるよう、常に点検整備に努める。

イ 携帯電話等

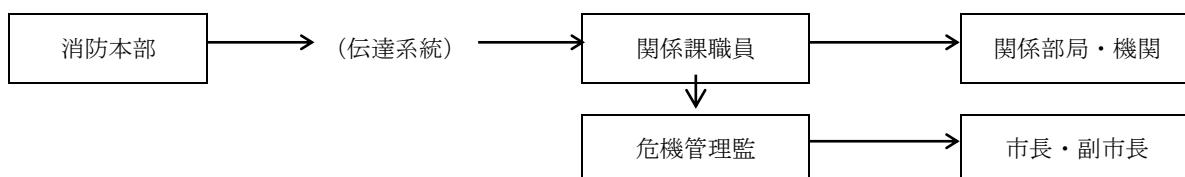
災害時における防災行政無線の補完施設として情報収集や災害対策本部との迅速な連絡調整を行い、災害応急対策の初動体制を早期に確立し、また被災者への情報提供等のため、携帯電話、衛星電話、インターネット利用等の整備について検討する。特に、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の確保に努める。

第2 情報収集・伝達体制の強化

市は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ、災害情報共有システム（Lアラート）、市ホームページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

特に、突発的な災害発生の場合に備え、情報収集伝達が行えるよう緊急対策員をあらかじめ指名しておくとともに、合わせて消防本部が24時間体制の確立を図る。

勤務時間外の体制は、次のとおりとする。



さらに、災害時における業務システムの業務継続性の向上対策を含め、防災情報システムの整備を図り、突発的災害に備えた体制の構築に努める。

第3 災害広報・広聴体制の整備

市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任

(2) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

ア 地震の情報（震度、震源、地震活動等）・津波・余震・気象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ

エ 要配慮者への支援の呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した多様できめ細かな広報手段の確保

2 災害時の広聴体制の整備

府、市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、あらかじめ専用電話や専用ファックス、相談窓口などの体制を整備する。

3 居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供

市及び防災関係機関は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

4 停電時の住民への情報提供

府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 被災者への情報伝達体制の整備

総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第4 気象等観測体制の整備

市は、府、大阪管区気象台、近畿地方整備局をはじめとする防災関係機関と相互に連携し、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象情報、地震等の観測が正確に行えるよう、観測設備等の整備拡充に努めるとともに、観測体制の充実を図り、情報の一元化に努める。

1 気象情報

災害応急体制の早期確立を図るため、水位計、雨量計等の観測情報や気象予測情報を迅速に収集、監視、分析する体制を整備する。

なお、市域内の水位観測所及び雨量観測所等は、資料編に掲載のとおりである。

2 地震情報

市庁舎に設置された震度計及び大阪府震度情報ネットワークシステムにより、正確な震度情報を迅速に収集する体制を整備する。

- | | |
|-----|----------------------|
| 資料編 | ◦ 1-3 防災関係機関連絡先一覧 |
| | ◦ 2-2 市防災行政無線一覧 |
| | ◦ 2-3 消防関係通信施設整備状況一覧 |
| | ◦ 2-4 管内雨量観測所一覧 |
| | ◦ 2-5 管内ため池水位観測所一覧 |
| | ◦ 2-6 管内河川水位観測施設 |
| | ◦ 2-7 管内土石流雨量監視局・観測局 |